

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡の現状として、指定面積 12,772.14㎡のうち 11,923.14㎡を公有地化し、公有化率は 93.35% に達する。調布市が管理団体として、史跡地内の保存管理にあたっている。今後の史跡地の保存管理の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 本質的価値を有する要素の確実な保存

史跡下布田遺跡の本質的価値を有する要素を確実に保護し、次世代へと継承していくために、史跡指定地やその周辺地域について保存管理のための地区区分を設定し、地区ごとの保存管理の方法と現状変更等の取扱基準を定める。

(2) 継続的調査による史跡全体像の解明

史跡下布田遺跡では、これまで数次にわたり発掘調査が行われてきたが、いずれも小規模な調査にとどまり、指定地全域に占める割合も限られるため、集落の全体像が明らかになったとは言い難い。史跡の本質的価値を確実に保存していくためには、史跡の全容を明確に把握することが肝要であり、そのためには史跡指定地及び指定地外の確認調査を継続的に実施し、史跡の価値をさらに深めていく必要がある。

(3) 周辺地域に所在する文化財等との一体的な保存

史跡指定地内及び史跡周辺には、終末期古墳として都内最大規模を誇る狐塚古墳（下布田 6 号墳・東京都指定史跡）をはじめとする下布田古墳群が展開するほか、市指定天然記念物「シロハナヤブツバキ」も所在する。何れも史跡下布田遺跡とは文化財としての種別や主要時期が異なるが、地域の歴史を語るうえで欠かすことのできない文化遺産として、史跡との一体的な保存を目指す。

(4) 行政の連携と市民との協働による保存管理

史跡の保存活用及び整備事業は本市における重要事業であるとの認識を、庁内関係部署と共有し、連携体制を整える必要がある。また、地域住民をはじめとする市民と、史跡のもつ価値を共有し、地域にとってかけがえのない重要な財産であるとの共通理解のもと、行政と市民が協働して保存管理を行う連携体制を構築する。

第2節 保存管理の方法

1 地区区分の設定

・A-1地区（公有地）

主要な遺構・遺物を検出しており、史跡の価値に関わる縄文時代晩期包含層及び未確認の遺構・遺物が良好に保存されている。調布市有地（公園・道路用地）と文部科学省所管地で構成される。史跡地南西部の低地部に建築物（調布市遺跡調査会プレハブ）1棟が建つ。

・A-2地区（民有地）

これまで調査はほとんど行われていないが、縄文時代包含層が良好に保存されており、今後、調査及び確実な遺構の保護が必要な区域である。民有地（生産緑地・宅地）で構成される。

・B地区（指定地外）

史跡指定地外のうち、史跡に隣接した区域で、整備に際してガイダンス棟を設置するほか、活用において体験学習の場として利用する区域である。市有地（郷土博物館分室・歴史の広場他）である。

・C-1地区（指定地外）

史跡指定地外のうち、史跡南側に隣接する低地部で、縄文時代晩期の遺物包含層が存在する可能性がある区域である。民有地（生産緑地）で構成される。旧地形や景観の保存を確実にするため、地権者の同意を得たうえで史跡の追加指定を目指す。

・C-2地区（指定地外）

史跡指定地外のうち、史跡西側に隣接する区域で、民有地（生産緑地・宅地）である。史跡の広がり確認されていないが、史跡の整備・活用において必要不可欠な区域であり、将来的に公有化を目指す。

2 現状変更等の取扱基準

史跡指定地において、土地の現状を変更する行為（土地の利用や形状を改変する行為等）、及び保存に影響を及ぼす行為（環境・景観等において将来にわたり支障を及ぼす行為）を行う場合は、許可申請の不要な維持の措置や災害等の緊急・応急の場合を除き、文化庁長官の許可、または権限委譲を受けた調布市教育委員会の許可を受ける必要がある。

A-1地区・A-2地区は史跡指定地内であり、原則として、史跡の保存活用や調査研究を目的とするもの以外の現状変更は認めない。

B地区・C地区は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとなる。

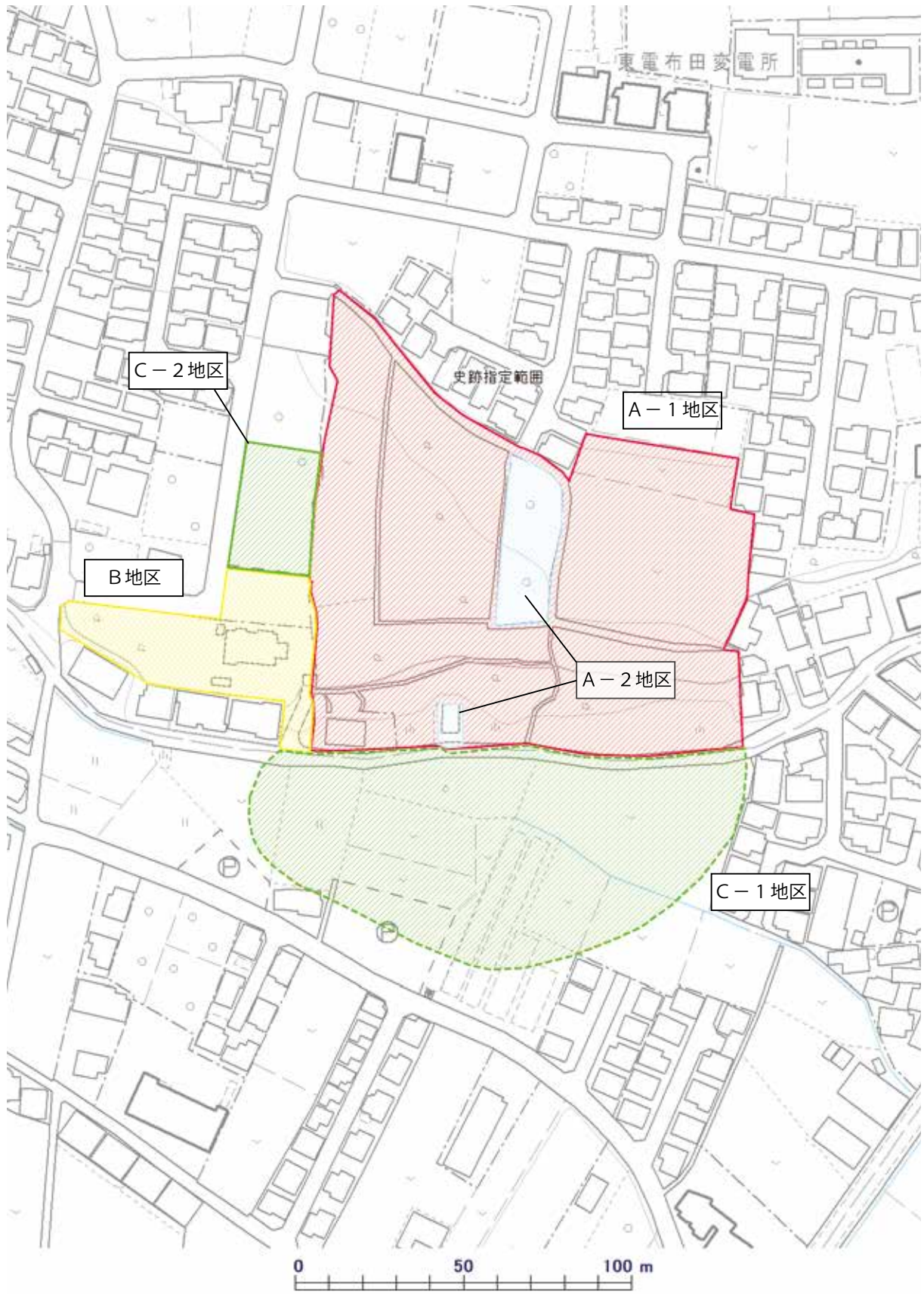


图 17 地区区分图

表5 地区区分ごとの保存管理の方針・基準(1)

		A-1地区	A-2地区	B地区	C-1・2地区
地区の性格		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の広がりには確認されていない。 ・史跡の周辺環境を構成する範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡には指定されていない。 ・史跡の周辺環境を構成する範囲。
		<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（市所有地・文部科学省所管地） ・建築物（遺跡調査会プレハブ1棟）が建つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地 ・生産緑地・宅地として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（市所有地） ・建築物（郷土博物館分室）が建つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地 ・生産緑地や宅地等として利用されている。
保存管理の方針		<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の調査研究・保存活用に関する行為以外の現状変更は、原則として認めない。 ・ただし、既存の建築物・工作物・道路等に関しては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないものに限り、現状変更を認める。 ・遺構・遺物を確実に保護するとともに、史跡の価値を広く共有するための保存活用整備を推進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いとする。 	
現状変更の主な内容	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の新築は、原則として認めない。 ・ただし、仮設的なものや期限が定められたものについては、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のない範囲で認める。 ・増改築は、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のない範囲で認める。 ・除去は、地下遺構に影響のないよう留意して行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の整備活用を目的としたもの以外の新築は、原則として行わない。 ・増改築は、地下遺構の保護や史跡の景観保全に留意して行う。 ・除却は、地下遺構に影響のないよう留意して行う。 	
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。 ・既設工作物の改修・除去は、地下遺構に影響のないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存活用を目的としたもの以外の新設は、原則として認めない。 ・ただし、簡易なもので地下遺構に影響のないものについては、協議のうえ認める。 ・改修・除去は、地下遺構に影響のないものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の整備活用を目的としたもの以外の新設は、原則として行わない。 ・既設の工作物の改修・除去は、地下遺構に影響のないものに限り認める。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地権者・管理者に地下遺構の保護や史跡の景観保全等について理解と協力を求める。 	

表6 地区区分ごとの保存管理の方針・基準(2)

		A-1地区	A-2地区	B地区	C-1・2地区
現状変更の主な内容	地形	<ul style="list-style-type: none"> 地形の改変は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存活用を目的として、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮して行われる土地の掘削や盛土等の地形改変は認める。 		<ul style="list-style-type: none"> 原則として行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地権者・管理者に大幅な改変を行わないよう理解と協力を求める。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設・拡幅は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は、原則として認めない。 		<ul style="list-style-type: none"> 史跡の整備活用を目的としたもの以外、原則として行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 都・市等の関係部に、史跡の保護等について理解と協力を求める。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。 伐採・抜根は、地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として認めない。 ただし、小規模なものは、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の整備活用を目的としたもの以外の新規植栽は、原則として行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地権者・管理者に史跡の景観保全等について理解と協力を求める。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の調査研究・保存活用を目的とするものは認める。 			<ul style="list-style-type: none"> 史跡の整備活用の必要に応じて発掘調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地権者・管理者に協力を求め、史跡の広がりを確認するための発掘調査を実施する。
追加指定	—			<ul style="list-style-type: none"> 追加指定は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の広がりが想定される範囲について、調査のうえ将来的に追加指定を検討する。
公有地化	—		<ul style="list-style-type: none"> 地権者と協議のうえ公有地化を目指す。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 追加指定後に公有地化を検討する。

表 7 現状変更等の許可区分

許可申請区分	行為の内容	想定される行為の例	
許可申請不要	日常的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物・工作物の維持管理 既存道路・水路の維持管理 耕作地における地下遺構に影響を及ぼさない程度の営農行為 植生管理 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根・外壁の修繕・塗装 建物内部の修繕・改修 基礎の改修を伴わない門・塀等の工作物の改修 住宅敷地内の菜園等における苗の定植 枯損木・倒木処理、支障枝の剪定、添え木等の設置
	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損、又は滅亡したときに、指定当時の現状に戻すための復旧措置 史跡がき損、又は滅亡しているときに、被害の拡大を防止するための応急措置 史跡の一部がき損、又は滅亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れの土砂の除去 倒壊した工作物の除去 倒木等の伐採・除去 地下埋設管の緊急的措置
	非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時、若しくはその発生が予測される場合に緊急的に取られる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の損壊箇所への盛土や土のうによる保護など
調布市教育委員会	保存に及ぼす影響が軽微な行為	<ul style="list-style-type: none"> 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築、除却 建築物等の除却（設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） 工作物の設置若しくは改修（設置から50年を経過していないもの） 既設道路の補修（土地の形状変更を伴わないもの） 史跡管理に必要な施設の設置、又は改修 電柱、電線、ガス管、水管、下水管等の設置、又は改修 木竹の伐採（伐根等土地の改変を伴わないもの、景観に大きく影響を与えないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設プレハブ等の設置 既存フェンス等の改修 道路の舗装や修繕 史跡の説明板、標識等の設置、改修 既設ガス管、水道管等の補修、除却 枯損木、倒木等の処理
文化庁長官	現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 設置から50年を経過している建築物等の増築、改築及び除却 建築物の新築（既存建築物と同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさないもの） 必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増改築 土地の改変を伴う掘削、切土、盛土等 史跡整備に伴う植樹等 史跡の保存目的の発掘調査
現状変更等を許可できない行為	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存活用計画に定められた保存管理の基準に反する場合 史跡の滅失、き損又は滅亡のおそれがある場合 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合 		

第3節 史跡指定地の公有化の方針

史跡指定地内には、民有地が3筆あり、うち2筆は生産緑地として使用されており、1筆は宅地である。今後の公有化については、土地所有者と協議を行い、将来的な生産緑地使用の解除及び宅地の移転の際に、速やかに公有化を図る。

第4節 追加指定

史跡下布田遺跡の主たる範囲は、既に史跡に指定されている。しかし、指定範囲の南側に広がる低地部分（C-1地区）については、既往調査で古代の遺物包含層が検出され、その下層に縄文時代晩期の遺物包含層が存在する可能性が想定されている。C-1地区は周知の埋蔵文化財包蔵地外にも広がるため、まずは埋蔵文化財包蔵地の拡張を行う。開発事業が発生した際には、遺構・遺物の存在を把握するための確認調査を行い、その調査結果により、史跡指定地と関係する遺構・遺物等の発見された場合は、土地所有者と協議を行い、同意を得たうえで、速やかに史跡の追加指定を目指す。

第5節 史跡周辺との一体的な景観保全

史跡の保存活用には際しては、指定地内だけでなく、その周辺の景観も良好に保たれることが望ましい。そのため、B地区、C-1地区、C-2地区においては、史跡との一体的な景観保全を目指し、地権者の理解と協力を求めていく。

史跡が所在する布田六丁目は、調布市景観計画では「染地・布田周辺地区」として、「『農』の景観形成推進地区」に定められているが、より実効性のある景観施策を実施するため、史跡周辺を「景観形成重点地区」に指定するよう、庁内関係部局と協議し、史跡にとって適切な景観保全を図っていく。

第7章 活用

第1節 活用の基本方針

1 現状での活用事例

史跡の活用については、現時点で未整備の状態のため積極的な活用事業は行えていないが、史跡に対する理解を深め、史跡への親近感を高めてもらえるよう様々な取り組みを始めている。

(1) 調布市郷土博物館・郷土博物館分室での出土品等の展示

郷土博物館では、「調布の歴史」と題して、考古、民俗、歴史資料などを常設展示しており、史跡下布田遺跡から出土した土製耳飾（複製）や土版、土偶、石鏃などを展示している。常設展以外でも、平成27年度に市制施行60周年記念特別展「考古資料でたどる調布の三万年」を開催し、下布田遺跡の出土遺物を紹介している。また、郷土博物館分室では、通常公開はしていないが、下布田遺跡から出土した晩期土器や石器等をはじめ、市内遺跡から出土した考古資料を展示している。実際に発掘調査で出土した遺物を見ることで、史跡に対する興味や関心を引き出す場としている。

(2) 講演会・講座

史跡下布田遺跡でのこれまでの発掘調査の成果や、明らかになった史跡の価値を周知するため、講演会を開催している。平成26年度には、国立市、東村山市、西東京市と合同で「多摩の遺跡発掘成果報告会」を行い、下布田遺跡について報告した。また、平成30年度には多摩市教育委員会・東京都埋蔵文化財センター共催の文化財講演会において、「国史跡下布田遺跡の発掘調査と今後の整備について」と題して講演を行った。

このほか、生涯学習出前講座「意外と知らない？調布の歴史」として、市民団体や地区協議会が主催する学習会などで下布田遺跡を取り上げ、解説している。

(3) 発掘調査現場説明会

平成29年度と30年度に史跡地内の詳細確認調査を実施した。発掘調査の成果を広く周知し、史跡に対する理解を深めてもらうことを目的に、発掘調査現場説明会を開催した。



遺跡発表成果報告会



発掘調査現場説明会

(4) 体験学習

平成 28 年度から、東京都埋蔵文化財センターとの共催事業「苧糸づくり体験教室」として、史跡地内に自生しているカラムシから繊維を取り出し、糸を撚る体験学習会を開催している。



史跡見学・自然観察会

(5) 市民活動との協働事業

同じく 28 年度に、市民と郷土博物館との協働事業「縄文の杜プロジェクト・千色工房」を立ち上げ、史跡地内の植物を利用した草木染めの体験学習を中心に、史跡見学や自然観察会を年数回実施している。

(6) 学校教育との連携

史跡下布田遺跡の価値を確実に次世代に継承していくため、市内小中学校での総合的な学習の時間や社会科等の出前授業、まち巡りや調べ学習への協力を行っている。また、市立中学校の社会科副読本『新しいふるさと調布』に下布田遺跡出土の土製耳飾に関するコラムを載せ、地域の大切な歴史遺産として認識されるよう、授業で活用している。

(7) 地域との連携

史跡が所在する布田地区の地域組織である「布田小地区ハッピータウン協議会」と連携して、区内巡回活動「ハッピーウォーク」に併せて史跡見学を行ったり、広報誌に史跡の紹介記事を掲載してもらうなど、地域住民に史跡下布田遺跡についてより良く知ってもらい、親しみを感じてもらえるような取り組みを進めている。また、調布の市民活動の更なる活性化を目的に開催されている「調布まち活フェスタ」において、協議会の活動 PR ポスターに下布田遺跡の紹介記事を載せてもらうなど、協力体制を構築している。

(8) 情報発信

史跡の認知度が低いという現状を打破するため、市のホームページ上に史跡の紹介記事を掲載するほか、パンフレットを作成し、史跡の価値の普及に努めている。また、下布田遺跡出土の土版の写真をあしらったクリアファイルを作成し、郷土博物館主催の講演会や文化財見学会等のイベントで配布するなど、様々な形で情報発信を行い、史跡の普及に努めている。

2 活用の方向性

調布市は、基本計画及び教育プランにおいて、「地域ゆかりの文化の保存と継承」を施策として掲げているが、史跡下布田遺跡の整備・活用事業はその中核となるものである。これまでに様々な活用事業を進めてきたが、今後、史跡を将来にわたり確実に保護し、次世代へと継承するためには、本史跡を適切に保存管理してだけでなく、史跡の価値を広く共有し、地域の誇りとして感じられるよう、より積極的に活用を進めていく必要がある。

今後の活用の基本方針としては、以下のとおりである。

- 史跡下布田遺跡の本質的価値を学ぶ場として活用する
- 豊かな自然環境のなか、縄文時代の精神世界や食生活、旧地形などを体感する場として活用する
- 地域住民や市民、来跡者の憩いの場・交流の場として活用する
- 学校教育や生涯学習活動と連携した取り組みを進める
- 災害発生時の避難・集合場所として活用する

第2節 方法

1 史跡下布田遺跡の本質的価値を学ぶ場としての活用する

- ・発掘調査等で明らかになった史跡下布田遺跡の本質的価値を、遺構表示や解説板など様々な方法を用いて分かりやすく学べるような取り組みを進める。
- ・下布田遺跡や縄文時代について学ぶ場として活用する。
- ・縄文時代の衣・食・住について学ぶ体験学習の場として活用する。
- ・活用に資する新たな価値や魅力を見出すための調査・研究を積極的に進める。

2 豊かな自然環境を利用し、縄文時代の精神世界や食生活、旧地形などを体感する場として活用する

- ・史跡の整備において、可能な限り、縄文時代晩期の植生や旧地形の復元を図り、縄文時代の自然環境やどのように地形を利用して生活したのかを学ぶ場とする。
- ・現状の自然環境を活かしつつ、縄文時代の自然環境の復元を、市民や地域と協働で行う。
- ・縄文人がどのように地形を利用して生活したのかを学ぶ場とする。
- ・府中崖線に残る貴重な自然環境を学び、体感する場として活用する。

3 地域住民や市民、来跡者の憩いの場・活動の場として活用する

- ・地域住民や市民をはじめ史跡を訪れる人々が憩いの場として、また、交流の場として利用できるような活用を進める。
- ・市民団体や地域と協働して様々な活用事業や取り組みを進める。
- ・史跡の保護、維持管理を目的とする市民ボランティア組織の育成と活動の場として活用する。

4 学校教育や生涯学習活動と連携した取り組みを進める

- ・史跡を次世代へと確実に継承していくため、学校教育との更なる連携を図り、子どもたちが史跡を地域の誇りとして感じられるような取り組みを進める。
- ・幅広い世代に史跡の価値を理解し、親しみを感じてもらうため、生涯学習活動と連携して講座やワークショップ、史跡見学など様々な学びの場、体験の場を提供する。

5 災害発生時の一時避難・集合場所として利用する

- ・段丘上という立地を活かして、災害発生時の一時的な避難場所や集合場所、救護所等として利用できるようにするなど、地域住民にとって安心・安全の拠り所となるような活用を進める。なお、その際は史跡の本質的価値を損なわないよう、地下遺構に影響が及ばないよう留意する。

このほか、史跡下布田遺跡の活用においては、史跡単独での活用ではなく、市内に所在する様々な文化財、文化施設、及び周辺自治体に所在する文化財等と連携した活用を目指すものとする。